

平成18年6月1日から

プラスチック製容器包装の

分別収集が始まります。

行橋市では、平成18年6月1日から、容器包装リサイクル法に基づき、新たにプラスチック製容器包装を分別収集を始めます。プラスチック製容器包装は家庭から出されるごみの中の容積比で約30%、重量比で約5%を占めています。これをリサイクルを促進するために分別収集し、更に、ごみの減量効果も期待できます。

プラスチック製容器包装ってどんなもの？

私たちが商品の中身を出したり使ったりして残るプラスチック製の器・袋・包み・ボトルのことです。プラスチック製容器包装を分別するときは下記のプラマークを参考にしてください。

このマークが目印です



プラマークがついている主な品目

プラマークがついている主な品目には、次のようなものがあります。

ポリ袋・ラップ・ビニール類

- お菓子、冷凍食品のポリ袋
- スーパーのレジ袋
- ティッシュ・タバコなどの外装 フィルム
- 野菜等のネットなど



カップ・ボトル類

カップ麺など(インスタント食品)の容器
プリン・ゼリーなどの容器
食用油・ソース・ドレッシングなどの容器
洗剤・シャンプー・消臭剤・芳香剤などの容器
乳酸飲料の容器など



トレイ・パック類

卵のパック
食品トレイ
マーガリンなどの容器
弁当(コンビニなど)の容器
豆腐・納豆・味噌などの容器
レトルト食品のパックなど



チューブ類

マヨネーズ・ケチャップ・
練りわさびなどのチューブ
歯磨き粉・化粧品などのチューブなど



ふた・フィルムケースなど

ペットボトルなどのふたや外装フィルム
電化製品の緩衝材(発泡スチロール)、
カプセル薬などの容器
フィルムケースなど



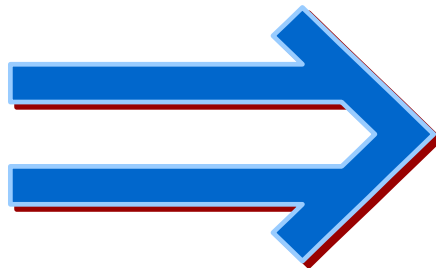
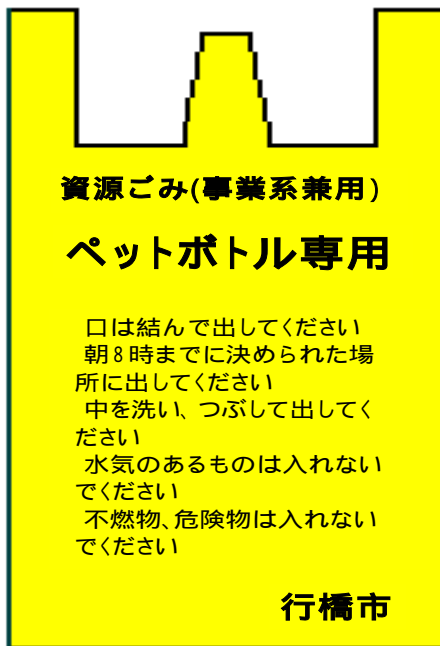
プラスチック製容器包装の正しい出し方は？

容器（包装類）の中身を、水ですすぐかふき取って、汚れを取る。

今年の6月1日よりペットボトル専用袋が**資源ごみ専用袋（45ℓ）**に変わります。

この袋で**プラスチック製容器包装物は燃えるゴミの日**、**ペットボトルは今までどおり水曜日**に出してください。資源ごみ専用袋は1枚20円で10枚1セット200円です。

なお、プラスチック製容器包装物とペットボトルがまざったり、燃えるごみがまざった場合は収集できませんので、ご注意ください。



プラスチック製容器包装として出せないもの

商品・製品など

くし、ブラシ、浴用いす、洗いおけ、ポリタンク、衣装ケース、まな板、バケツ、ストロー、食器類、カセットテープ、ビデオテープ、CD など



これらはプラスチックでも、**容器・包装ではありませんので、**いままでどおり**燃えるごみ袋**でお出してください

プラスチック製容器包装 Q & A

Q どうしてプラスチック製容器包装分別収集を実施するのですか？

A プラスチック製容器包装ごみは、市が収集している可燃ごみの容積比で約30%、重量で約5%を占めています。現在はそれを焼却処分していますが、資源の再利用・有効活用を図る等のために実施するものです。

Q 分別収集したプラスチック製容器包装は最終的にどうなるのですか？

A 燃料やプラスチックの材料等として再利用されます。

Q 分別に迷う場合はどうしたらよいですか？

A 基本的にはプラ識別マークを目安にしてください。迷うようであれば市役所環境課にお問い合わせください。

Q 容器はどの程度洗えばよいですか？

A すすぐ程度で構いません。

Q ペットボトルはどのように分けるのですか？

A キャップとラベルは外してプラスチック製容器包装として資源ごみ専用袋に入れて、燃えるごみの日に出してください。容器は資源ごみ専用袋に入れて今までどおり水曜日に出してください。

Q ボトルのふたを外すか開けたままにしておくのはどうしてですか？

A リサイクルする過程で圧縮するのですが、その妨げになるからです。